

「中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則」の一部改正について

## 1 改正する規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則  
(平成12年中野区教育委員会規則第18号)
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則  
(平成29年中野区教育委員会規則第16号)

## 2 改正理由

東京都において令和4年4月1日より教員特殊業務手当の改定が行われた。これと均衡を図るため、特別区にて労使統一交渉が持たれ東京都同様の手当の改定が行われることとなった。

幼稚園教育職員の特殊業務手当の日額は中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則にて規定されているため、同規則の改正を行う必要がある。

また、中野区の学校教育職員(任期付短時間教員)の給与体系は東京都の学校教育職員に準じて制度設計されており、これと均衡を図る必要が生じた。

学校教育職員の特殊業務手当の日額は中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則にて規定されているため、同規則の改正を行う必要がある。

なお、同手当の上限を規定している中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の改正は区議会第2回定例会にて議決され、既に公布されている。

## 3 改正内容

以下に該当する業務の特殊業務手当金額を増額する。詳細は新旧対照表のとおり。

- (1) 幼稚園・学校管理下での非常災害時等の緊急業務  
(保護・防災・復旧業務、救援業務、救急業務、補導業務の4類型)
- (2) 学校における修学旅行等の引率業務のうち泊を伴う指導業務

## 4 施行期日

公布の日から施行する。

但し、令和4年4月1日以降の勤務において発生する教員特殊業務手当については改正後の規則を適用し、既に手当が支給されている場合は支給済み手当を改正後の規則の規定による手当の内払いとみなす。

中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

| 改正案  |                    | 現行   |                  |
|--|--------------------|--|------------------|
| 第1条～第4条 (略)  |                    | 第1条～第4条 (略)                                  |                  |
| 附 則 (略)  |                    | 附 則 (略)                                      |                  |
| 別表第1 (略)   |                    | 別表第1 (略)                                     |                  |
| 別表第2 (第2条関係)   |                    | 別表第2 (第2条関係)                                 |                  |
| 支給範囲   | 支給額                | 支給範囲   | 支給額              |
| 職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。   |                    | 職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。 |                  |
| 1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。   | 日額 8, 0<br>0 0 円   | 1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。     | 日額 3, 2<br>0 0 円 |
| 2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。  | 日額 1 6,<br>0 0 0 円 | 2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。    | 日額 6, 4<br>0 0 円 |
| 3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。  | 日額 7, 5<br>0 0 円   | 3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。                  | 日額 3, 0<br>0 0 円 |
| 4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。  | 日額 7, 5<br>0 0 円   | 4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。                      | 日額 3, 0<br>0 0 円 |
| 附 則<br>(施行期日等)   |                    |  |                  |
| 1 この規則は、公布の日から施行する。  |                    |  |                  |
| 2 この規則による改正後の中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。<br>(教員特殊業務手当の内払) |                    |  |                  |
| 3 改正後の規則別表第2の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。                               |                    |  |                  |

中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

| 改正案   |            |     | 現行  |           |     |
|---|------------|-----|---|-----------|-----|
| 第1条～第4条 (略)   |            |     | 第1条～第4条 (略)   |           |     |
| 附 則 (略)   |            |     | 附 則 (略)   |           |     |
| 別表第1 (略)  |            |     | 別表第1 (略)  |           |     |
| 別表第2 (第2条関係)  |            |     | 別表第2 (第2条関係)  |           |     |
| 支給範囲  | 手当額        | 摘要  | 支給範囲  | 手当額       | 摘要  |
| (1) 職員が、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。                 |            | (略) | (1) 職員が、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。                 |           | (略) |
| ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。                  | 日額 8,000円  |     | ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。                  | 日額 3,200円 |     |
| イ 特に被害が甚大な災害発生時における児童又は生徒を含む避難住民の救援業務に従事したとき。                   | 日額 16,000円 |     | イ 特に被害が甚大な災害発生時における児童又は生徒を含む避難住民の救援業務に従事したとき。                   | 日額 6,400円 |     |
| ウ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務に従事したとき。                                 | 日額 7,500円  |     | ウ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務に従事したとき。                                 | 日額 3,000円 |     |
| エ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき。                                     | 日額 7,500円  |     | エ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき。                                     | 日額 3,000円 |     |
| (2) 職員が、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき。 | 日額 4,700円  |     | (2) 職員が、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき。 | 日額 1,700円 |     |
| (3)・(4) (略)   | (略)        |     | (3)・(4) (略)   | (略)       |     |
| 附 則   |            |     |   |           |     |

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

(教員特殊業務手当の内払)

- 3 改正後の規則別表第2の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。